

平成 18 年 11 月 7 日

各 位

東京都渋谷区代々木四丁目 27 番 25 号
株 式 会 社 セ ル シ ス
代 表 取 締 役 社 長 川 上 陽 介
(コード番号：3829 名証セントレックス)
問 合 せ 先：取 締 役 総 務 部 長 伊 藤 賢
電 話 番 号：03-3372-3156 (代表)

公募新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 18 年 11 月 7 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場への上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募新株式発行の件

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 普通株式 2,250 株 |
| (2) 払 込 金 額 | 未定 |
| (3) 発 行 価 格 | 未定 |
| (4) 募 集 方 法 | 一般募集とし、みずほインベスターズ証券株式会社、いちよし証券株式会社、SBIイー・トレード証券株式会社、東海東京証券株式会社、マネックス証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社及び高木証券株式会社の各証券会社に全株式を買取引受させる。
なお、一般募集における価格（発行価格）は、今後の取締役会において決定する払込価額（発行価額）以上の価格で、仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で、平成 18 年 11 月 30 日に決定する。
ただし、引受価額が払込金額（発行価額）を下回ることとなる場合、新株式の発行を中止するものとする。 |
| (5) 引 受 契 約 の 内 容 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申 込 期 間 | 平成 18 年 12 月 4 日（月曜日）から
平成 18 年 12 月 7 日（木曜日）まで |

ご注意：この文書は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 払込期日 平成18年12月11日(月曜日)
- (9) 株券交付日 平成18年12月12日(火曜日)
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他この新株式発行に必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件

- (1) 売出株式数 普通株式 2,250株
- (2) 売出価格 未定
- (3) 売出人及び売出株式数

川上 陽介	1,860株
テクノロジーベンチャーズ 一号投資事業有限責任組合	200株
野崎 慎也	190株
- (4) 売出方法 みずほインベスターズ証券株式会社に全株式を買取引受させる。
ただし、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合、株式売出しも中止する。
- (5) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一とする
- (7) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする
- (8) 受渡期日 平成18年12月12日(火曜日)
- (9) 売出価格、その他この株式売出しに必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集及び売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	普通株式	2,250株
--------	------	--------

売出株式数	普通株式	2,250株
-------	------	--------

(2) 需要申告期間 平成18年11月22日(水曜日)から
平成18年11月29日(水曜日)まで

(3) 価格決定日 平成18年11月30日(木曜日)

(発行価格は、払込価額(発行価額)以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 平成18年12月4日(月曜日)から
平成18年12月7日(木曜日)まで

(5) 株券受渡日 平成18年12月12日(火曜日)

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	26,385株
今回の増加株式数	2,250株
増資後の発行済株式総数	28,635株

3. 増資資金の用途

今回の公募増資による手取概算額378,300千円については、31,000千円を業務効率化のためのパソコン等の設備資金に、また、200,000千円をツール事業における各ソフトウェア製品のバージョンアップ及びモバイル事業におけるモバイルコンテンツ制作の効率向上を目指したソフトウェア等の開発のための資金に充当する予定であります。なお、残額については今後の事業規模の拡大に伴う人材確保のための資金等を含めた運転資金に充当する予定であります。

(注)手取概算額は、有価証券届出書提出時における想定発行価格(190,000円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

株主への利益還元につきましては、経営の重要な課題のひとつと認識しておりますが、当面は経営基盤の強化と将来の事業展開に備えて内部留保を充実させていく方針であります。そのうえで当社の収益力の向上を図りながら、当社を取り巻く事業環境を踏まえ、業績見込み、財務体質等を勘案しながら利益還元としての配当を検討してまいります。

(2) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、株主の皆様への利益還元策を実施してまいりたいと考えておりますが、現時点において、具体的な内容につきましては決定しておりません。

ご注意：この文書は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成 15 年 10 月期	平成 16 年 10 月期	平成 17 年 10 月期
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 ()	46,462.16 円	649.26 円	4,481.97 円
1 株当たり配当金 (1株当たり中間配当額)	円 ()	円 ()	円 ()
実績配当性向	%	%	%
株主資本当期純利益率	%	1.1%	6.4%
株主資本配当率	%	%	%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 実績配当性向及び株主資本配当率については、配当を行っておりませんので記載しておりません。
4. 当社は平成 18 年 9 月 5 日付けで株式 1 株につき 3 株の株式分割を行っております。そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(の部)の作成上の留意点について」(平成 18 年 5 月 2 日付名証自規 G 第 15 号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると次のとおりとなります。なお、当該数値のうち、平成 15 年 10 月期については、新日本監査法人の監査を受けておりません。

	平成 15 年 10 月期	平成 16 年 10 月期	平成 17 年 10 月期
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 ()	15,487.38 円	216.42 円	1,493.99 円
1 株当たり配当金 (1株当たり中間配当額)	円 ()	円 ()	円 ()

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社名古屋証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案した上で決定する方針であります。

ご注意：この文書は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. その他

今回の公募による新株式発行並びに株式売出しに当たっては、当社の従業員持株会に対して、公募株式数 2,250 株のうち一定の株式を販売する予定であります。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分等に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。